

【諮問第235号】

23川情個第5号
平成23年4月6日

川崎市教育委員会
委員長 佐々木武志 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 鈴木庸夫

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成21年9月30日付け21川教勤第778号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った部分開示処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は、平成21年7月17日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市立学校教職員互助会（以下「財団」という。）補助金に関する文書の一切」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を別表のとおり特定し、平成21年7月31日付けで、法人の代表者の印影を不開示とする部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。なお、対象公文書の特定にあたり、実施機関は異議申立人に確認の上、文書の該当年度を昭和59年度から平成2年度、平成10年度、平成20年度とした。
- (3) 異議申立人は、平成21年9月15日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第235号事件）

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は平成22年4月17日付けで、意見書の提出及び口頭意見陳述を行わない旨の申し出を行っており、平成21年9月15日付けの異議申立書によると、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、法人の代表者の印影は押印された文書の記載内容が当該法人として真正なものであることを示す認証的機能を示す性質のものであるとし、この印影を公にした場合には、印影が偽造され悪用されるなど、正当な利益が害される恐れがあると主張している。
- (2) しかし、異議申立人が対象公文書を見たところによれば、本件の文書はいずれも補助金の交付に関するものであり、銀行印などではないと思われた。市に関連する法人であることに照らしても、どうして印影を開示できないか不明である。

4 実施機関の主張要旨

平成22年1月29日付け処分理由説明書及び平成22年12月10日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本件処分で不開示とした法人の代表者の印影とは財団の会長印の印影である。この印影には角型と丸型があり、角型の会長印は法務局で印鑑登録がなされたもので、契約や証明など重要な行為に際して使用しているものであり、丸型の会長印は取引金融機関に届け出たものであって、いわゆる銀行印である。
- (2) 角型、丸型いずれの会長印も、補助金交付申請、契約、取引、証明書発行など、財団が実施する重要な行為の際に、押印された文書の記載内容が財団として真正なものであることを示す認証的機能を有するものであって、財団内部においても、そ

それぞれの印の管理担当者（管理職）が、印鑑の保管場所の鍵の管理や、押印の審査を行うなど、厳正・厳重な管理がなされている。このようなことから、会長印の印影は契約の相手方や取引金融機関など極めて限定された関係者以外は知りえない性質のものである。

(3) 仮に、この印影を開示したとすると、不特定多数の者が印影の写しを入手可能となり、印影の情報が広範囲に流出することも予想される。その結果、会長印を模した印影が再現され悪用されるなど、財団の財産や事業活動への不法な侵害を招く危険性が高まる。

(4) 以上のことから、財団の会長印の印影を不開示とした本件処分は妥当であると考えられる。

5 審査会の判断

(1) 本件の争点は、異議申立人が行った本件請求に対し、実施機関が対象公文書中の「財団の代表者印の印影」を不開示とした処分が妥当であるか否かにある。

実施機関は、本件処分の理由として、財団の代表者印の印影は、押印された文書の記載内容が財団として真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、この印影を公にした場合、当該印影が偽造され悪用されるなど、財団の正当な利益が害されるおそれがあるためとしている。他方、異議申立人は、対象文書を見たところ、いずれも補助金の交付に関するものであり、銀行印などではないと思料できること、市に関連する法人であることからしても、印影を開示できないのか不明であるとしている。

(2) そこで判断するに、まず、本件処分における「財団の代表者印の印影」には、角型の会長印と丸型の会長印があり、前者の角型の会長印は、法務局に印鑑登録されたもので、契約や証明などの重要な行為に際し使用されているものであり、後者丸型の会長印は取引金融機関に届け出たものであって、主として金融機関との取引に際して使用される、いわゆる銀行印であることが認められる。また本件では実施機関作成の別表のとおり、平成10年度分以前の補助金交付申請書には丸型の会長印が押印されており、それ以外の文書については角型の会長印を使用していたことが認められる。

(3) そこでですすんで本件処分について検討すると、一般に、法人等の事業者が取引をする銀行口座やそれに使用する印章、印影が、内部限りにおいて管理されて開示すべき相手方を限定しているような場合、つまり管理の実態として内部管理している場合は、いわゆる内部管理情報として秘密にしておくことが是認され、これが開示されることにより、法人等の正当な利益等が損なわれると解すべきである（最高裁平成11年（行ヒ）第50号同14年9月12日第一小法廷判決）。また、当審査会も、一般に、法人等の代表者印影は、取引上、真正担保の機能を強く持つものであって、公開されると代表者印が偽造されて、当該法人の事業運営上に支障をきたす等当該法人の財産、信用等正当な利益を害するおそれがあるというべきである旨判断してきたところである（本審査会平成19年9月18日答申）。さらに敷衍すれば、法人等の代表者の印影は、書類が真正に作成された

ことを示す認証的機能を有する性質のものであり、限定された用途に限り使用されているものと認められ、印鑑登録等もなされている場合は、これを公にすると書面偽造され、悪用されるなど当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるというべきである（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成21年10月13日答申）。

- (4) これを本件に当てはめると、本件文書中の各印影は、文書の記載内容が財団として真正なものであることを示す認証的機能を有するものであるとともに、これに相応しい形状を有するものであり、財団内部においても、管理担当者が印鑑の保管場所や鍵の管理、押印の審査を行う等厳重な管理をしていることが認められる。したがって、本件各印影は、これを公にすることにより、本件財団の事業運営上の正当な利益を害するおそれがあるというべきであり、本市条例第8条第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するというべきであって、本件各印影を不開示とした本件処分は妥当なものとして是認できる。

なお、異議申立人は本件文書の対象となっている財団を市に関連する法人であるとしているが、本財団は、民法上の財団として設立されたものであり、基本金、資本金等の出捐（出資）を本市から受けておらず、また川崎市情報公開条例施行規則第3条の2に規定する指定出資法人にも該当しない。

以上の次第で、審査会の結論記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	鈴	木	庸	夫
委員	人	見		剛
委員	葭	葉	裕	子

(別表)

	市文書番号	日付	市文書件名	日付	財団文書名	会長印
1	59川教給厚第34号	昭和59年4月20日	昭和59年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金上半期)の交付について(申請)	昭和59年4月10日	昭和59年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(上半期)の交付について(申請)	丸型
2	59川教給厚第35号	昭和59年4月20日	昭和59年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済上半期分)の交付について(申請)	昭和59年4月10日	昭和59年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済上半期分)の交付について(申請)	丸型
3	59川教給厚第216号	昭和59年10月11日	昭和59年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金下半期)の交付について(申請)	昭和59年10月1日	昭和59年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(下半期)の交付について(申請)	丸型
4	59川教給厚第217号	昭和59年10月11日	昭和59年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済下半期分)の交付について(申請)	昭和59年10月1日	昭和59年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済下半期分)の交付について(申請)	丸型
5	60川教給厚第34号	昭和60年4月10日	昭和60年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金上半期分)の交付について(伺い)	昭和60年4月8日	昭和60年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金上半期分)の交付について(申請)	丸型
6	60川教給厚第35号	昭和60年4月10日	昭和60年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済上半期分)の交付について(伺い)	昭和60年4月8日	昭和60年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済上半期分)の交付について(申請)	丸型
7	60川教給厚第242号	昭和60年10月15日	昭和60年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金下半期分)の交付について(伺い)	昭和60年10月9日	昭和60年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金下半期分)の交付について(申請)	丸型
8	60川教給厚第243号	昭和60年10月15日	昭和60年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済下半期分)の交付について(伺い)	昭和60年10月9日	昭和60年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済下半期分)の交付について(申請)	丸型
9	61川教給厚第24号	昭和61年4月15日	昭和61年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金上半期)の交付について(伺い)	昭和61年4月9日	昭和61年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(上半期)の交付について(申請)	丸型
10	61川教給厚第25号	昭和61年4月15日	昭和61年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済上半期分)の交付について(伺い)	昭和61年4月9日	昭和61年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済上半期分)の交付について(申請)	丸型
11	61川教給厚第229号	昭和61年10月16日	昭和61年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金下半期分)の交付について(伺い)	昭和61年10月6日	昭和61年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(下半期)の交付について(申請)	丸型
12	61川教給厚第230号	昭和61年10月16日	昭和61年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済下半期分)の交付について(伺い)	昭和61年10月6日	昭和61年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済下半期分)の交付について(申請)	丸型

	市文書番号	日付	市文書件名	日付	財団文書名	会長印
13	62川教給厚第21号	昭和62年4月8日	昭和62年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(一般事業補助金上半期)の交付について(伺い)	昭和62年4月3日	昭和62年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(上半期)の交付について(申請)	丸型
14	62川教給厚第22号	昭和62年4月8日	昭和62年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済金上半期分)の交付について(伺い)	昭和62年4月3日	昭和62年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済金上半期分)の交付について(申請)	丸型
15	62川教給厚第185号	昭和62年10月12日	昭和62年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(下半期)の交付について(伺い)	昭和62年10月5日	昭和62年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(下半期)の交付について(申請)	丸型
				昭和62年10月5日	昭和62年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設費借入金返済金下半期分)の交付について(申請)	丸型
16	63川教給厚第16号	昭和63年4月12日	昭和63年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(上半期)の交付について(伺い)	昭和63年4月1日	昭和63年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(上半期)の交付について(申請)	丸型
				昭和63年4月1日	昭和63年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設借入金返済金上半期分)の交付について(申請)	丸型
17	63川教給厚第181号	昭和63年10月8日	昭和63年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(下半期)の交付について(伺い)	昭和63年10月1日	昭和63年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(下半期)の交付について(申請)	丸型
				昭和63年10月1日	昭和63年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設借入金返済金下半期分)の交付について(申請)	丸型
18	1川教給厚第13号	平成元年4月10日	平成元年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金(上半期分)の交付について(伺い)	平成1年4月1日	平成元年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(上半期)の交付について(申請)	丸型
				平成1年4月1日	平成元年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設借入金返済金上半期分)の交付について(申請)	丸型
19	1川教給厚第168号	平成元年10月13日	平成元年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金(下半期分)の交付について(伺い)	平成1年10月1日	平成元年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(下半期)の交付について(申請)	丸型
				平成1年10月1日	平成元年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設借入金返済金下半期分)の交付について(申請)	丸型
20				平成2年6月4日	平成元年度事業報告書	角型

	市文書番号	日付	市文書件名	日付	財団文書名	会長印
21	2川教給厚第11号	平成2年4月9日	平成2年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金(上半期)の交付について(伺い)	平成2年4月1日	平成2年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(上半期)の交付について(申請)	丸型
				平成2年4月6日	平成2年度事業計画及び収支予算書提出届	丸型
22	2川教給厚第28号	平成2年5月2日	平成2年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金(建設借入金返済金)の交付について(伺い)	平成2年4月1日	平成2年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(建設借入金返済金)の交付について(申請)	丸型
23	2川教給厚第157号	平成2年10月9日	平成2年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金(下半期)の交付について(伺い)	平成2年10月1日	平成2年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金(下半期)の交付について(申請)	丸型
24				平成3年6月18日	平成2年度事業報告書	角型
25	10川教給厚第5号	平成10年4月1日	平成10年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金の交付について(伺い)	平成10年4月1日	平成10年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金の交付について(申請)	丸型
26				平成11年6月4日	平成10年度事業報告書	角型
27	20川教勤第61号	平成20年4月1日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金の交付について(伺い)	平成20年4月1日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金の交付について(申請)	角型
28	20川教勤第989号	平成21年1月9日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金の交付(変更)	平成20年12月25日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金の変更について(申請)	角型
29	20川教勤第1469号	平成21年3月31日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金清算について(伺い)	平成21年3月31日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会補助金収支計算報告について	角型
30	20財川教勤第88号	平成20年4月14日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金の交付(第1回)	平成20年4月14日	請求書・支払金口座振替依頼書	角型
31	20財川教勤第291号	平成20年6月13日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金の交付(第2回)	平成20年6月13日	請求書・支払金口座振替依頼書	角型
32	20財川教勤第623号	平成20年9月12日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金の交付(第3回)	平成20年9月12日	請求書・支払金口座振替依頼書	角型
33	20財川教勤第1235号	平成21年1月14日	平成20年度財団法人川崎市立学校教職員互助会に対する補助金の交付(第4回)	平成21年1月14日	請求書・支払金口座振替依頼書	角型